

## 交通事故等（第三者行為）による介護保険サービスの利用について

### 1. 第三者行為求償について

第三者が起こした交通事故等が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化し、被害者（被保険者）が介護給付を受けることになった場合、その費用は、加害者である第三者が負担すべきものとなります。

その場合の介護サービス費の保険給付額（9割または8割分）は、くすのき広域連合が一時的に立て替えて、あとで加害者に請求することになります。

### 2. 交通事故により介護が生じた場合の手続き

#### (1) 提出書類

ア. 第三者行為による傷病届

イ. 交通事故証明書（コピー可）

ウ. 事故発生状況報告書

エ. 同意書

オ. 誓約書

ア・イ・ウ・エは被保険者が用意

オは加害者（第三者）が用意

※第三者行為による求償事務は、被保険者が上記書類をくすのき広域連合へ提出することによりはじまります。

#### (2) 提出場所

くすのき広域連合各支所の窓口に提出

※ア・ウ・エ・オの書類は、各支所の窓口で配布しています。

#### (3) その他

上記書類が提出されたのち、加害者・損害保険会社等（第三者）とくすのき広域連合から委託された大阪府国民健康保険団体連合会が保険給付額に係る損害賠償の交渉を行います。

### 3. 示談前に届け出を

示談の成立以後は加害者に保険給付費の損害賠償の請求ができなくなる場合があります。したがって安易な示談は、被害者自身に思いがけない負担を負わせることになる場合があります。

被保険者の人は、第三者求償に該当する可能性が生じた場合、各支所またはケアマネジャーに必ずご相談ください。

### 【参考】介護保険法抜粋

（損害賠償請求権）

第21条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。